

反対株主の株式買取請求に係る買取口座の創設等に伴う株式等の振替に関する  
業務規程等の一部改正について

平成 27 年 4 月 27 日  
株式会社証券保管振替機構

1. 改正の趣旨

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 91 号）において「社債、株式等の振替に関する法律」（平成 13 年法律第 75 号。）が改正され、発行者が合併等の組織再編行為等を行う場合における当該行為に反対する株主（以下「反対株主」という。）による株式買取請求（以下「株式買取請求」という。）に係る買取口座の取扱い等が規定されることとなった。

上記に伴い、「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）及び「株式等振替制度に係る手数料に関する規則」（以下「手数料規則」という。）の一部の改正について所要の改正を行うとともに、文言の修正等の所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 反対株主の株式買取請求に係る取扱い等

株式等振替制度において、反対株主の株式買取請求に係る取扱い等を整備するための所要の改正を行う。

なお、その取扱いについては、担保設定者を株主とする特別株主の仕組みに準じるものとする。

改正内容については、以下のとおりとする。

a 振替株式に係る取扱い

(a) 反対株主管理簿の備置等

振替機関等は、反対株主管理簿を備置し、発行者から下記 (b) の反対株主の通知を受けたときは、当該帳簿に当該反対株主に係る必要な事項を記載又は記録するものとする。

(規程第 2 条、第 35 条、第 115 条の 2、第 115 条の 3、第 115 条の 4、第 115 条の 7 及び第 115 条の 8 並びに規則第 14 条、第 27 条、第 28 条及び第 168 条の 2)

(b) 反対株主の通知

発行者は、買取口座を開設する振替機関等に対し、当該買取口座に記載又は記録がされた振替株式に係る反対株主についての通知をしなければならないものとする。

(規程第25条、第57条、第115条の5、第115条の6及び第115条の9並びに規則第71条、第72条、第168条の3、第168条の4、第168条の5及び別表3)

(c) 反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出等

反対株主の株式買取請求に係る振替の申請における振替元口座の反対株主又は振替先口座の発行者は、機構に対し、当該申請により買取口座に記載又は記録がされた当該振替株式について反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出をすることができるものとする。

なお、当該振替の申請をしようとする場合において、買取口座を開設する口座管理機関又は機構に買取口座を開設する機構加入者は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報の有無を照会することができるものとする。

(規程第56条、第159条、第160条、第161条及び第163条並びに規則第55条、第57条、第58条、第59条及び第225条)

(d) 買取口座に記載又は記録されている振替株式に係る新株式数申告

発行者が合併等の組織再編行為や株式併合等（以下「合併等」という。）を行う場合において、機構加入者による新株式数申告が必要となるときは、振替機関等は、買取口座に記載又は記録がされている振替株式のうちその買取りの効力が生じていないものについては、当該買取口座に記載又は記録がされている振替株式の反対株主ごとの数を基に、合併等の効力発生日において記載又は記録すべき振替株式の数を算出するものとする。

(規程第80条、第87条、第89条及び第94条)

(e) 反対株主に係る総株主通知等の取扱い

機構は、総株主通知、個別株主通知及び発行者による情報提供請求において、反対株主管理簿に記載又は記録がされている振替株式の数については、当該反対株主管理簿に記載又は記録がされている数に係る反対株主を通知するものとする。

(規程第145条、第149条、第154条、第155条、第156条、第157条及び第158条)

b 振替新株予約権付社債に係る取扱い

振替新株予約権付社債に係る取扱いについては、振替株式に準じた規定を整備する。

また、反対新株予約権付社債権者は買取口座を開設した振替機関等に対して社債権者集会における議決権行使等のための証明書（以下「社債権者集会用証明書」という。）の交付を請求することができるものとする。なお、機構が買取口座を開設した場合において、反対新株予約権付社債権者からの請求を受け、社債権者集会用証明書を交付する場合には反対新株予約権付社債権者から社債権者集会用証明書交付手数料を徴収するものとする。

(規程第2条、第25条、第35条、第185条、第186条、第218条、第225条、第229条の

2、第229条の3、第229条の4、第229条の5、第229条の6、第229条の7、第229条の8、第229条の9、第241条、第244条、第245条、第248条、第249条、第250条、第252条、第255条の2、第255条の3、第255条の4及び第259条並びに規則第14条、第27条、第28条、第246条の2、第247条、第248条、第248条の2、第259条、第260条、第316条の2、第316条の3、第316条の4、第316条の5、第324条の2、第331条及び別表3並びに手数料規則第1条、第4条及び別表)

c 振替新株予約権に係る取扱い

振替新株予約権に係る取扱いについては、振替新株予約権付社債の規定を準用する。  
(規程第263条及び規則第341条)

d 振替投資口に係る取扱い

振替投資口に係る取扱いについては、振替株式の規定を準用する。  
(規程第271条及び規則第351条)

e 振替新投資口予約権に係る取扱い

振替新投資口予約権に係る取扱いについては、振替新株予約権付社債の規定を準用する。  
(規程第271条の3及び規則第351条の3)

f その他

その他所要の規定の整備を行う。  
(規程第105条等)

(2) その他

規則の一部について文言の修正を行う。  
(規程第180条及び第254条並びに規則第168条及び別表1)

3. 施行日

平成27年5月1日から施行する。

以上